

回 (年 度)	問 題
第 6 8 回 (平成30年)	<p>問 1 製造業を営む内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、当期（平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの事業年度）末に有する資産について、次の〔事実関係〕が生じたため、その資産の帳簿価額と期末の時価との差額を当期の評価損に計上している。これらの評価損の税務処理につき、以下の(1)から(3)までの問いに答えなさい。</p> <p>(1) 法人税法における資産の評価損の取扱いについて、原則的な取扱いを簡潔に答えなさい。</p> <p>(2) 資産の評価損が認められる特定の事実を答えなさい。なお、資産の区分ごとにその事実が定められているものについては、それぞれの資産ごとにその事実を簡潔に答えなさい。</p> <p>(3) 次の〔事実関係〕 1 から 4 までについて、それぞれ計上された評価損の金額が、当期の損金の額に算入されるかどうか、その理由も合わせて答えなさい。</p> <p>〔事実関係〕</p> <p>1 商品 A は、甲社の中期的な販売計画に基づいて生産した商品であるが、思うように販売が伸びず、生産が過剰となったため時価の下落が生じている。そこで、商品 A の帳簿価額20,000,000円と期末の時価16,000,000円との差額4,000,000円を評価損として計上した。</p> <p>2 商品 B を保管している倉庫が台風の被害を受け、浸水によって商品 B が著しく損傷した。そこで、商品 B の帳簿価額3,000,000円と期末の時価1,000,000円との差額2,000,000円を評価損として計上した。</p> <p>3 甲社が有する有価証券 C（帳簿価額5,000,000円）は、取引所売買有価証券（金融商品取引所の開設する市場で売買が行われる有価証券）に該当するが、期末における価額が3,500,000円まで下落し、近い将来その価額の回復が見込まれないことが確実となった。そこで、帳簿価額と期末の時価との差額1,500,000円を評価損として計上した。</p> <p>4 甲社が有する機械装置 D は、商品の製造方法の急速な進歩等によって旧式化しており、その経済的価値が著しく低下している。そこで、機械装置 D の帳簿価額13,000,000円と期末の時価8,000,000円との差額5,000,000円を評価損として計上した。</p> <p>(注) 解答は、必ず、指定された枠内に記入すること。枠外に書かれたものは採点の対象にしない。なお、解答枠は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。</p>

回 (年 度)	問 題
第68回 (平成30年)	<p>問2 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、</p> <p>(1) 制度の適用対象となる中小法人等の意義について簡潔に答えなさい。</p> <p>(2) 平成30年4月1日以後に開始する事業年度において適用される制度の概要について中小法人等とそれ以外の法人に分けて簡潔に答えなさい。</p> <p>(注) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用制度については、触れる必要はない。</p> <p>(3) 制度の適用要件を簡潔に答えなさい。</p>